

●多子世帯・ひとり親世帯等の減額対象の拡大について

No.	世帯区分	兄弟姉妹のカウント方法	利用者負担額の軽減
①	通常	年齢制限 あり <small>(満3歳児から小学校3年までの範囲や満0歳児から満5歳児までの範囲などの年齢制限があり)</small>	第2子は半額 <u>(②のうち、非課税世帯は無料。1号は所得割非課税含む)</u>
②	多子世帯 <small>(子どもが2人以上いる世帯) ※所得制限あり</small>	年齢制限 なし <small>(生計を一にする兄弟であれば兄弟姉妹のカウントを行う。)</small>	第3子以降は無料
③	ひとり親世帯等※		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生活保護世帯等</div> 第1子以降は無料 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民税非課税世帯</div> <small>(2～3号の均等割課税世帯を除く。)</small> 第1子以降は無料 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上記以外の世帯</div> 第1子は減額 ※市町村民税非課税世帯(利用者負担額表 B2)と同額 第2子以降は無料

※③ひとり親世帯等はひとり親世帯や在宅障害者世帯等を指します。

※下線部分は平成29年度からの変更点になります。

兄弟姉妹のカウント方法の注意事項

所得制限について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②多子世帯・③ひとり親世帯等</div> 兄弟姉妹のカウント方法の「年齢制限なし」や利用者負担額の軽減は認定区分、兄弟姉妹の人数に応じてそれぞれ <u>所得制限</u> (市民税課税額の上限)があります。 <u>※所得制限により対象とならない場合は従来の兄弟姉妹のカウント方式と同様の取扱いです。</u>
兄弟姉妹について	「住民登録が同一の者」や「住民登録が異なるが仕送りをしている者」等、生計を一にする者を兄弟姉妹の取扱いとします。

保育所や認定こども園（保育認定）等をご利用の場合【2～3号認定】
兄弟姉妹のカウント方法

通常

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
		Dさん 第3子 無料	Cさん 第2子 半額		Bさん 第1子 全額	×	→		Aさん
それぞれが保育所等を利用していることが条件となります。						小1以上はカウントしない			

① 次の②、③に該当しない場合は従来通りの取り扱いとなります。

②-1 多子世帯【子ども2人以上】市町村民税 57,700 円未満の世帯
年齢制限なし：第2子は半額（非課税世帯は無料）、第3子以降は無料となる

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
		Dさん 第4子 無料	Cさん 第3子 無料		Bさん 第2子 半額	○	→		Aさん 第1子
それぞれが保育所等を利用しているなどの条件はありません。						小1以上もカウントする			

②-2 多子世帯【子ども3人以上】市町村民税 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯
年齢制限なし：第3子以降のみ無料となる

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
				Gさん 第3子 無料	Fさん 第2子 全額	○	→		Eさん 第1子
第3子のみ無料 第2子は通常の兄弟姉妹カウントとなるため軽減はありません						小1以上もカウントする			

③ ひとり親世帯等市町村民税 77,101 円未満の世帯（市階層B2～C6に該当）
年齢制限なし：第1子は減額（非課税世帯（利用者負担額表 B2）と同額）、第2子以降は無料となる

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
		Dさん 第4子 無料	Cさん 第3子 無料		Bさん 第2子 無料	○	→		Aさん 第1子
						小1以上もカウントする			

子ども2人の世帯の場合

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
				βさん 第2子 無料	αさん 第1子 半額				